

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

瀬戸内の歴史・文化と景観が調和したみなとづくり計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

広島県，呉市

## 3. 地域再生計画の区域

呉市，廿日市市及び江田島市の区域の一部（厳島港，中田港，釣士田港及び大屋漁港）

## 4. 地域再生計画の目標

（地域再生計画の区域の特徴）

本地域は，広島県沿岸部の西部に位置し，日本有数の観光地である世界文化遺産の島「宮島」を始めとして，全国的に有名な呉の「大和ミュージアム」や「呉海上自衛隊基地」，江田島の「旧海軍兵学校」などの観光地を有し，瀬戸内海の多島美とあわせ，歴史・文化・景観の調和した地域である。

（地域の特徴を活かした取組の状況）

このような観光資源を活用した地域活性化の取組のひとつとして，当地域を含む広島・宮島・岩国地域においては，関係 12 市町が，平成 20 年 8 月に「広島・宮島・岩国地域観光圏整備計画」を策定し，観光施設を巡る多様なコースの開発等による周遊行動の促進や社会資本整備とも連携した交通拠点施設の機能強化などによる，国際競争力のあるワンランク上の観光地域への発展を目指した取組を始めている。近年，広島湾や呉湾のクルーズ航路や，原爆ドームと宮島を結ぶ世界遺産を結ぶクルーズ航路が開設されるなど，本地域の海上交通が観光振興の面からも活用されている。

（課題）

一方で，旅客船が発着する棧橋のバリアフリー化が十分ではなく，観光客等の安全性や利便性が確保されていない状況が指摘されている。また，漁船や小型船を収容できる係留施設や水域が不足していることから，係留施設に係留できない船舶が，やむなく護岸沿いや防波堤等に係留している状況であり，景観を損ねているばかりでなく，港内での小型船舶同士や，旅客船，貨物船との輻輳が生じ，本地域における海上交通の安全性確保に支障を来しているため，漁業関係者や小型船所有者からも安全に係留できる係留施設や水域の整備が望まれている。

（本計画での取組・目標）

このため，乗降施設のバリアフリー化や小型船の収容施設の確保により，シニア世代や外国人観光客への対応や景観などのイメージを向上させて，さらなる観光客の増加による地域の活性化を目指す。

## (目 標)

- ① 本地域の周辺護岸や防波堤に漁船及び小型船が係留されている状態を解消する（新たに 83 隻を収容する）。
- ② 厳島港及び中田港の 5 基のフェリー用浮棧橋等のバリアフリー化を図る。

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

厳島港（平成 20 年の乗降客数：約 684 万人）は「宮島」の玄関口として、中田港（同：約 82 万人）は「旧海軍兵学校」のある江田島と西能美島に挟まれた江田島湾奥に位置する本地域の交通拠点として重要な役割を担っており、乗降客の安全性・利便性を向上させるために、棧橋をバリアフリー化する。

不足している小型船の係留場所を確保するために、中田港、釣士田港およびは大屋漁港において、小型船を収容するための施設整備を行う。

### 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

#### 港整備交付金を活用する事業

##### [施設の種類の事業主体]

- ・ 港湾施設（釣士田港・厳島港・中田港）広島県
- ・ 漁港施設（大屋漁港〈第一種漁港〉）呉市

##### [整備量]

- ・ 港湾施設・・・外郭施設，係留施設
- ・ 漁港施設・・・水域施設，係留施設，輸送施設，漁港施設用地

##### [事業期間]

- ・ 港湾施設 平成 22 年度～平成 26 年度
- ・ 漁港施設 平成 22 年度～平成 23 年度

##### [事業費]

- ・ 総事業費 1,773,000 千円
- ・ 港湾施設 1,380,000 千円 （うち交付金 552,000 千円）
- ・ 漁港施設 393,000 千円 （うち交付金 196,500 千円）

### 5-3 その他事業

#### ○観光圏整備事業

当地域を含む広島・宮島・岩国地域において、本物志向の強い大都市圏のシニア世代や欧米からの外国人観光客を主なターゲットとし、「滞在型」への新たな観光イメージの創出を図ることにより、国際競争力のあるワンランク上の観光地域としての発展を目指すため行う事業。具体的には、平成 20 年度から平成 24 年度に、宿泊の魅力の向上や観光コンテンツの充実、交通・移動の利便性の向上、観光案内・観光情報の提供に関する事業を行う。

○中田港港湾改良事業

中田港中町地区において、中田港港湾改良事業により、平成 20 年春に供用を開始した新旅客ターミナルの利便性向上を図るため、駐輪場や駐車場、交通広場の周辺整備を行う。

(事業期間：平成 20 年度～平成 23 年度)

6. 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度 (5 ヶ年)

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし、事業主体が状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、市、関係機関等で構成する「地域再生計画評価協議会」を設立し、施設の整備状況について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし